

## 19. ふくしま産業復興投資促進特区 ～復興特区～

### ①制度概要

製造業等の事業者の皆様の新・増設や雇用を促進するため、法人税(所得税)や事業税、不動産取得税、固定資産税の減免措置を行います。

### ②対象者(復興推進計画)

次の7業種のいずれかに該当すること。

- ・輸送用機械関連産業、電子機械関連産業、情報通信関連産業、医療関連産業、再生可能エネルギー関連産業、食品・飲料関連産業、地域資源活用型産業
- ※具体的には、日本標準産業分類により設定しています。

### ③区域(復興推進計画)

復興産業集積区域内にあること。

- ・県内 59 市町村の工業団地や工業専用地域等 777 ヶ所を設定しています。
- ※具体的には、住所(地番)で設定しています。

### ④支援内容(東日本大震災復興特別区域法)

#### A 新規立地促進税制(法第 40 条)

新規立地新設企業の法人税を実質 5 年間無税

#### B 事業用設備等に係る特別償却等(法第 37 条)

機械・装置、建物等の投資に係る特別償却・税額控除

#### C 法人税等の特別控除(法第 38 条)

被災被用者の給与等支給額の 10% を税額控除

#### D 研究開発税制の特例等(法第 39 条)

開発研究用減価償却資産の即時償却+12%税額控除

#### E 地方税の課税免除又は不均一課税(法第 43 条)

施設・設備の新・増設による事業税・不動産取得税・固定資産税の課税免除・不均一課税

\* A～Cはいずれかの選択適用。また、EはA B Dに係る指定を受けた場合のみ適用。

### ⑤手続き(受付期間)

事前に、市町村による「指定」手続きが必要です。(受付中)

### ⑥お問い合わせ先

#### <お申し込み先>

県内各市町村の企業立地担当課が窓口です。

#### <お問い合わせ先>

県内各市町村の企業立地担当課

福島県庁 企業立地課

Tel: 024-521-7882

Fax: 024-521-7935

URL: <http://www.pref.fukushima.jp>

E-mail: [investment@pref.fukushima.lg.jp](mailto:investment@pref.fukushima.lg.jp)

※詳しくは、上記「福島県ホームページ」の「東日本大震災関連情報」「農家・事業者の皆様へ」欄の「中小企業等復旧・復興支援策について」をご覧ください。